

たとえば こんな困りごとはありませんか？

- ・階段や段差等により移動が困難
- ・教員や発表者の声が聞こえにくい
- ・板書やスクリーンの文字が見えにくい
- ・授業を聞きながらノートが取れない
- ・周囲の音が気になり授業に集中できない
- ・課題が重なるとうまく処理できない
- ・具体的な指示がないと課題が達成できない
- ・急な予定の変更に対応できない
- ・発表場面で極度に緊張したり、言いたいことを整理して伝えたりすることが難しい

このような支援例があります

- ・授業の内容を保障するための配慮
- ・移動やトイレ使用、座席の確保等に関する便宜
- ・視覚及び聴覚情報の確保のための支援・配慮
- ・知覚過敏等による修学上の困難の軽減のための配慮
- ・コミュニケーションの困難に対する修学方法の変更・調整
- ・身体機能上の困難に係る事務手続き等の代筆
- ・その他、疾病、障害等に伴う修学・生活上の困難に対する支援

困難を感じているが自分が対象となるかわからないなど、詳細については学生特別支援室にお問い合わせください。

文京町キャンパス



※ 相談を希望される方は、電話またはメールでご連絡ください。

※ 対面での相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談も行っています。

※ 来室に際して介助等が必要な場合は、その旨をお知らせください。

弘前大学教育推進機構 学生特別支援室

開室時間：9:00～18:00 月～金（祝日除く）

T E L : 0172-39-3266

F A X : 0172-39-3119

E-mail : g-shien@hirosaki-u.ac.jp

住 所 : 〒036-8560 青森県弘前市文京町1

学生特別支援室HP



学生特別支援室

障害等による修学・生活上の
困難を軽減するため、
学生一人一人のニーズに応じた
支援をおこないます



国立大学法人
弘前大学
HIROSAKI UNIVERSITY

学生特別支援室とは

学生特別支援室では、障害等に伴う修学・生活上の困難に関する相談に応じ、学内の関係者・関連部局と連携しながら、よりよい学生生活を送ることができるよう支援します。

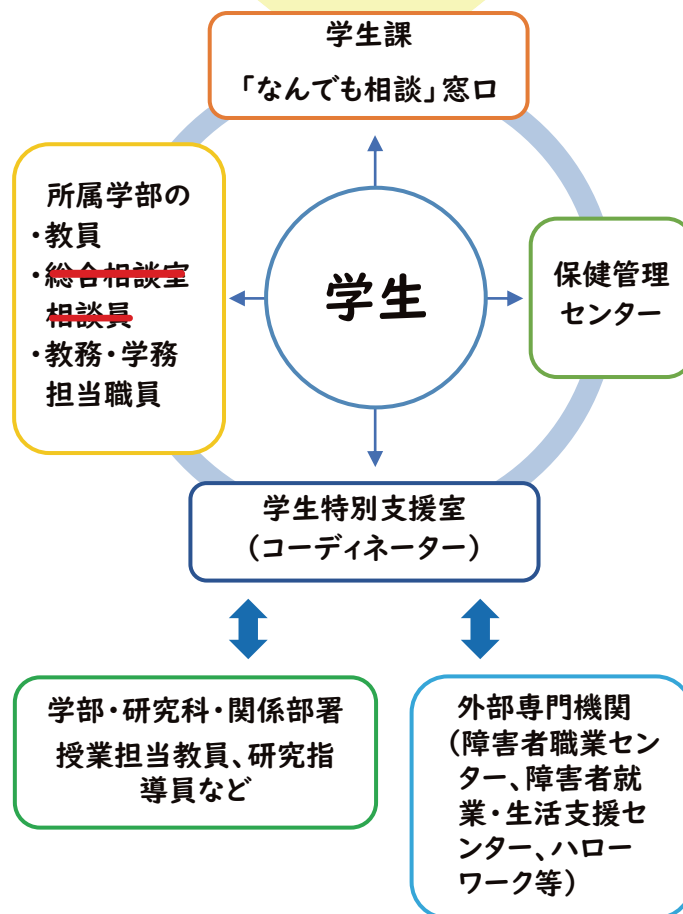
弘前大学に在学する学生で、障害もしくは特性に伴う修学・生活上の困難のある学生が対象です。

学生本人からの相談だけでなく、保護者・教職員からの相談も受け付けています。

コーディネーターが、困難の状態や特性等について、学生本人や保護者・教職員と話し合いながら、よりよい学生生活が送ることができるよう、必要な配慮について検討していきます。



支援のネットワーク



相談窓口はすべて学生特別支援室と連携していますので、申し込みはどの窓口を利用してもかまいません。

相談内容や個人情報が、本人の了承なしに関係者以外に知られることはありませんので、安心してご相談ください。

学習室・休憩スペースは面談室の隣にあります。
ご利用の際は面談室へお声がけください。

支援の流れ

相談の
申し込み

電話やメールで受け付けし、面談日時を決めます。本人・保護者・教職員のどなたでも相談できます。

面 談

コーディネーターが、困難の状況や必要な支援等について聞き取りをします。

支援申請

「支援申請書」「診断書等の根拠書類」を提出していただきます。

支援内容
の決定

関係部局と協議の上、支援内容を決定します。必要に応じて支援内容を調整します。

支援開始

授業等において支援が実施されます。

支援の
評価

支援内容を点検し、その後の支援にかします。

まずはご相談ください